平成２５年（フ）第３３５号
神奈川県厚木市中依知62番地２　ユニバーサルビレッジＢ101
債務者　筧田萬亀夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４９号
神奈川県秦野市本町３丁目13番10の404
債務者　金沢　正行
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６２号
神奈川県秦野市曽屋4814番地の７
債務者　安藤　道子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９７６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の30　３－Ａ棟208号
債務者　富澤由美子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８９号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１　32棟1105号
債務者　辻井　　優
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
京都府京丹後市峰山町内記298番地
債務者　戸田　直喜
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県多可郡多可町八千代区大和2126番地
債務者　桜本　典子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２３６号
香川県木田郡三木町大字氷上1828番地４
債務者　柏原　瑞代（旧姓濱）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４号
福岡県築上郡上毛町大字垂水1307番地１
債務者　池田　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
大分市大字荏隈71番地　ヴィーブルＳＩ105
債務者　吉田　聖子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
大分市大字畑中734番地の４　シティハイツよしの201
債務者　大司　正人
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２３号
大分市大字太田1102番地の２　（今畑）
債務者　立川　和宏
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３７号
大分市高松東１丁目１番３号　高松センタービル401
債務者　園田　英一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３８号
大分市敷戸新町１番７―203号
債務者　山本　興子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９０号
新潟市中央区水島町３―13　プラザ・ドゥ・チアーＡ－５号室、住民票上の住所新潟県長岡市高見１丁目10番地16
債務者　丸山ひかる
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０２号
新潟市中央区鐙２丁目12番１号
債務者　馬場　恒平
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１２号
新潟市西区五十嵐中島２丁目13番88号　６号、前住所新潟市西区五十嵐西１番28号
債務者　猪爪　忠男
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１５号
新潟市東区白銀１丁目15番地８　アイビーハウス白銀202号、前住所新潟市中央区上大川前通４番町37番地１　アパガーデンコート上大川前808号
債務者　水吉　　大
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　新潟地方裁判所民事部